

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第1号議案、平成23年度一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、
総務費では、

東日本大震災後の電力不足に伴い関心が高まり申請が増加した、住宅太陽光発電システム設置補助金の増額補正
民生費での、

京都府子ども未来基金を活用しての、保育所の大型遊具の更新や子育てママのほっとスペース立ち上げ事業による増額補正

国の制度改正による、グループホーム・ケアホーム利用に係る助成制度の創設や、重度視覚障害者の移動を支援するサービスの創設による増額補正
等であります。

本予算については、反対討論が、繰入される国民健康保険事業特別会計の事業に関わりなされました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案、平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算
ではありますが、

平成24年4月からの被保険者証カード化に向けたシステム改修等の増額補正及び糖尿病重症化予防事業に係る経費の増額補正
等であります。

本予算については、個人単位、1年更新で予定される被保険者証の更新期間について議論が集中し、反対討論が、更新期間を2年とすることを求めてなされました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、被保険者証の更新期間については、被保険者の保険料負担における公平性の確保の重要さは十分に認識するものの、1年更新の理由とされた収納対策の役割については、裏付けとなる収納率上の有意な変化は認められず、収納対策としての1年更新に大きな効果を期待することはできないことから、事務負担の軽減及び経費節減を目的として更新期間を2年とされるよう強く望む意見がありました。

次に、第3号議案、平成23年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算については、過年度国庫支出金等の精算による返納金であり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案、亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正は、

東日本大震災の被害の甚大さから、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大しようとするものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、本委員会に付託されました請願について、審査経過と結果を報告いたします。

まず、受理番号4、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める請願については、ごみ処理を自治体のみの業務と捉えるのではなく、その発生源から対策を講じようとするものです。新しい社会のシステムとして企業、行政及び市民等が負担を分け合うごみ対策の仕組みを作り、解決を図ることを目的としています。

請願趣旨を十分に理解したうえで、全議員が紹介議員となったものです。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号5から受理番号9までは、いずれも年金制度の改革を求める内容であり、同一の請願者からなされたものです。財源を含めた年金制度の総合的な検討が必要であることは各委員の共通した意見です。

受理番号5、国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請願については、

賛成討論として、改革成案での年金支給開始年齢の引き上げ及び財源としての消費税の課題等の指摘がありました。

反対討論として、社会保障充実の必要性は理解するが、請願事項の具体的な実現可能性に疑問があることなどを理由になされました。

採決の結果は、賛成少数で不採択と決定しました。

次に、受理番号6、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願については、

賛成討論として、無年金者及び低年金者の状況を鑑み、国が取組むべき重要な課題であるとの指摘がありました。

反対討論として、財源の検討対象に消費税を完全に排除することに対する指摘等がありました。

採決の結果は、賛成少数で不採択と決定しました。

次に、受理番号7、0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願については、

賛成討論として、物価スライド制が高齢者の生活実態にそぐわず、年金の引き下げに対しての根拠としてしか機能していないことの指摘がありました。

採決の結果は、賛成少数で不採択と決定しました。

次に、受理番号8、無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願については、

賛成討論として、最低保障年金制度確立への第一歩として取組むべきとの指摘がありました。

採決の結果は、賛成少数で不採択と決定しました。

次に、受理番号9、年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願については、

賛成討論として、無年金者及び低年金者の増加に対する対策として、また、若年者への対策としての効果を指摘してなされました。

反対討論として、受給資格期間の短縮のみではなく、年金制度全体の中で総合的に検討される課題であるとの指摘がなされました。

採決の結果は、可否同数となり

委員長採決により、採択すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

国民健康保険の保険証が

平成24年4月からカード化されて1人1枚に

国民健康保険事業

特別会計補正予算

保険証の有効期限は1年か2年か、どちらがいいのか

問 保険証の有効期限が1年の理由は。

答 滞納などへの対応。1年に1回は必ず全体をチェックする体制なので、保険証の不正な利用をし難くしている。

問 有効期限が1年と2年では、保険料収納率での差は、必要経費では。

答 収納率は経済状況などに影響されるので有効期限の効果だけの分析は難しい。経費面では1年更新だと毎年約800万円、2年更新では半分。

問 経費節減の観点から2年更新としてはどうか。

答 2年更新による経費節減効果は検討していた。公平性の確保等から収納率向上を図ることと同時に、費用対効果も十分な検討が必要と考えている。

公平性と経費節減、市民にとって得なのはどっち？

- ・ 国民健康保険証が平成24年4月からカード化されて1人1枚に
- ・ 有効期限は 1年 or 2年 ?

議員の意見

保険証の有効期限1年は…

理解できる 行政の仕事は公平性の確保も大切。保険料を払えるのに払わない人への対策としても考えるべき。

改めるべき 収納率で効果が見えにくい1年更新より、毎年約400万円の経費が節減できる2年更新に。

問 保険証の有効期限が1年の理由は。

答 滞納などへの対応。1年に1回は必ず全体をチェックする体制なので、保険証の不正な利用をし難くしている。

問 有効期限が1年と2年では、保険料収納率での差は。必要経費では。

答 収納率は経済状況などに影響されるので有効期限の効果だけの分析は難しい。経費面では1年更新だと毎年約800万円、2年更新では半分。